

大阪樟蔭女子大学ガバナンス・コード

<2020 年 3 月 27 日制定>

－ 2023 年度 実施状況点検報告書 －

学校法人 樟蔭学園

目 次

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1
1－1 建学の精神	
1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	3
2－1 理事会	
2－2 理事	
2－3 監事	
2－4 評議員会	
2－5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	8
3－1 学長	
3－2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	9
4－1 学生に対して	
4－2 教職員等に対して	
4－3 社会に対して	
4－4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	12
5－1 情報公開の充実	

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用) ○：実施している △：一部実施している (一部実施できていない) ×：実施していない	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)建学の精神・理念 「現代社会の進歩に対応し得る高い知性と豊かな情操を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成を目指す」	2月1日	○	大学案内、学生便覧、HP(https://www.osaka-shoin.ac.jp/philosophy/roots/)等、様々な方法で教職員、学生に対し周知を促し、大学の活動の礎としています。	
(2)建学の精神・理念に基づく人材像 ①自ら情報を収集・精査し、広い視野からものごとを判断し、自らの道を切り拓く自律的な生き方が出来る人	2月1日	○	大学案内、HP(https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/about/idea/mission/)等、様々な方法で教職員、学生に対し周知を促し、大学の活動の礎としています。	
②堅実で心豊かな社会生活を営むことのできる「知恵」を身に付けた人	2月1日	○	大学案内、HP(https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/about/idea/mission/)等、様々な方法で教職員、学生に対し周知を促し、大学の活動の礎としています。	
③職場・家庭・地域社会において人間関係の要となる人	2月1日	○	大学案内、HP(https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/about/idea/mission/)等、様々な方法で教職員、学生に対し周知を促し、大学の活動の礎としています。	

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)建学の精神・理念に基づく教育目的等 ①大学の教育目的及び研究目的 ・広く一般学科に関する知識を授けると共に、深く専門の学術技術を教授研究して知性を磨き女性としての豊かな情操と高き品性とを養成するをもって目的とする。	2月1日	○	建学の精神・理念に基づきながらも、現代の社会情勢、ニーズに合致した教育目的等となっているのか、定期的に見直し、3つのポリシーに反映しています。	
②学芸学部教育目的及び研究目的 ・人文系の国文学科、国際英語学科、心理学科と生活環境系のライフプランニング学科、化粧ファッション学科の5学科で構成し、学士課程基幹教育に加えて、それぞれに特色ある専門分野の学習を通じて、広い視野と深い教養をもった人材を育成することを目的とする。	2月1日	○	建学の精神・理念に基づきながらも、現代の社会情勢、ニーズに合致した教育目的等となっているのか、定期的に見直し、3つのポリシーに反映しています。	
③児童教育学部の教育目的及び研究目的 ・子どもを様々な角度から見つめることができ、教育、文化、福祉、保健、心理等に関する専門的知識及び技能を兼ね備えた子どもの専門家として、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。	2月1日	○	建学の精神・理念に基づきながらも、現代の社会情勢、ニーズに合致した教育目的等となっているのか、定期的に見直し、3つのポリシーに反映しています。	

④健康栄養学部教育目的及び研究目的 ・健康をキーワードに、医療を中心とした現場で栄養教育や指導ができる管理栄養士の育成、ならびに、食を中心とした正しい健康情報を広く国民に教育指導できる人材の育成を目的とする。	2月1日	○	建学の精神・理念に基づきながらも、現代の社会情勢、ニーズに合致した教育目的等となっているのか、定期的に見直し、3つのポリシーに反映しています。	
(2)中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取り組みについて ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	2月1日	○	私立学校法第45条の2第2項及び第3項に基づき、中長期計画（第Ⅲ期・5ヶ年度：2020～2024年度）を策定し、実施しています。	
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、経営戦略本部会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	2月1日	○	年度毎に中間評価及び期末評価を行って計画全体の進捗度を測り、「事業報告書」に掲載して学園ホームページにて公表しています。	
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	2月1日	○	学外研修の推奨、及びSD研修を行う等、事務職員の経営能力を高めています。	
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	2月1日	○	左記の通り、一層重視しています。	
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	2月1日	○	2030年までの長期ビジョン"Shoin Vision2030"を学園全体で共有し、その達成に向けて確立した中期計画（2020年度～2024年度）を共有しています。特にグランドデザインとして目指す方向は「美Beautiful」としてリーフ化する等して、オープンキャンパス等のイベントでも広く配布する等しており、教職員においては十分に共有しています。また、Visionに沿う施策について、会議等を通じて意見や提案を受け入れています。	
⑥ 中期的な計画に盛り込む内容 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク グローバル化 ケ 計画実現のためのPDCA 体制	2月1日	○	"Shoin Vision2030"及び"第Ⅲ期中長期計画アクションプラン（2020年度～2024年度）"に全て盛り込んでいます。	
(3)私立大学の社会的責任等 ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	2月1日	○	ガバナンスの検証を自主的に行い、自己点検評価を不断に行いながら教育の質を高めています。監事が毎月開催する理事会に出席し意見を述べる等して、意思決定の過程を透明性あるものとして確保しています。	

② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	2月1日	○	あらゆる活動において学生の学び・成長こそが最大であることを認識、最優先に考え、そのうえで全てのステークホルダーと良好な関係を保つべく真摯に対応し、公共性や地域貢献を念頭に置いて、公法人としての経営に努めています。	
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	2月1日	○	男女共同参画社会の実現、障害を理由とする差別の解消を目指し、所轄庁、関連団体の実施するシンポジウム、セミナー等を、適宜所属教職員に周知し、意識の醸成に努めています。	

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)理事会の役割 ①意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	2月1日	○	寄附行為第18条第2項に定め、実施しています。	
②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	2月1日	○	議決事項を明確化し、寄附行為第5条第2項、第3項、第10条1項、第16条、第30条、第33条、第34条、第41条第1項、第2項、第42条、第43条、第44条に明示している他、理事会において議決された事項は議事録に記録し、保管しています。また、業務執行者から適切な報告がなされるよう留意しています。	
③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	2月1日	○	理事長は設置学校の所属長と密に話し合い評価を行った上で、その評価を業務改善に活かしています。 また、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備しています。	
④学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	2月1日	○	学長、副学長の権限、担当職務等について、「大阪樟蔭女子大学職制」他、関連規程において適切に定め、学園ホームページ(https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/about/chart/)等で副学長の職務の可視化に努めています。	

⑤実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	2月1日	○	左記の通り、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有しています。また、審議に必要な時間は十分に確保しています。	
⑥役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	2月1日	○	左記の通り、当該役員は、賠償する責任を負います。	
⑦役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	2月1日	○	左記の通り、当該役員は、連帯して賠償する責任を負います。	
⑧役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第16条、第17条に定めています。	
⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第18条第13項に定め、実施しています。	

2-2 理事

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第11条に定め、実施しています。	
②理事長を補佐する理事として、常務理事若しくは職員理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	2月1日	○	本法人には教職員理事を置き、代理権限順位は寄附行為第14条に定めています。	
③理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第10条に定めています。	
④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	2月1日	○	左記の通り、行っています。	
⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	2月1日	○	左記の通り、理事は善管注意義務、及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	
⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	2月1日	○	左記の通り、理事長、及び監事に報告することとしています。	
⑦利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第20条第3項に定めています。	

(2)学内理事の役割 ①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	2月1日	○	大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため、適切な業務執行を推進しています。	
②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	2月1日	○	左記の通り、業務を遂行しています。	
(3)外部理事の役割 ①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第6条に定め、複数名の外部理事を選任しています。	
②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	2月1日	○	外部理事は、左記の通り、理事としての業務を遂行しています。	
③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	2月1日	○	議事に関する資料については、理事会開催前に各理事の手元に届くように郵送しており、事前に問い合わせなどがあれば、随時、担当理事もしくは事務より対応しています。	
(4)理事への研修機会の提供と充実 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	2月1日	×		全理事に対し、十分な研修機会を提供することができませんでした。次年度は研修機会を提供できるよう具体的に計画します。

2-3 監事

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施 (適合) 状況	実施していない理由
(1)監事の責務（役割・職務範囲）について ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	2月1日	○	監事は善管注意義務、及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	
②監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	2月1日	○	事前に定めた監事監査基準等に則り、理事会その他の重要会議に出席しています。	
③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第15条第1項第1号から第3号に定め、実施しています。	
④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第15条第1項第5号、第6号に定めています。	
⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第15条第3項に定めています。	

(2)監事の選任 ①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第7条に定め、実施しています。	
②監事は2名置くこととします。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第5条1項2号に定め、監事を2名置いています。	
③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	2月1日	○	監事相互の就任・退任時期について、十分考慮しています。	
(3)監事監査基準 ①監査機能の強化のため、樟蔭学園監事監査基準・同規則等を作成します。	2月1日	○	監査機能の強化のため、樟蔭学園監事監査規則を作成しています。	
②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	2月1日	○	左記の通り、監査計画を定め、関係者に通知しています。	
③監事は、樟蔭学園監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	2月1日	○	左記の通り、監査を実施し、監査報告書は理事会、評議員会において報告が実施された後、学園ホームページで公表しています。	
(4)監事業務を支援するための体制整備 ①監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	2月1日	○	公認会計士の監査に立会し、その都度、報告及び意見交換が行われています。	
②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	2月1日	△	文部科学省による学校法人監事研修会を案内し、参加しています。	今後は、本学独自の研修機会を提供できるよう準備を進めます。
③学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	2月1日	○	議事に関する資料については、理事会開催前に各監事の手元に届くように郵送しており、事前に問い合わせなどがあれば、随時、担当理事もしくは事務より対応しています。	
④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	2月1日	○	事務分掌に支援する課を定め、体制を整備しています。	

2-4 評議員会

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。 ①予算及び事業計画	2月1日	○	私立学校法第42条及び第41条第10項に基づき、寄附行為第21条第12項及び第23条第1項第1号に定め、遵守しています。	
②事業に関する中期的な計画	2月1日	○	私立学校法第42条及び第41条第10項に基づき、寄附行為第23条第1項第2号に定め、遵守しています。	

③借入金（当該年度内の収入を以って償還する一時借入金を除く。）及び、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項	2月1日	○	私立学校法第42条第3項に基づき、寄附行為第23条第1項第3号に定め、遵守しています。	
④役員に対する報酬等の支給の基準	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第23条第1項第4号に定め、遵守しています。	
⑤寄附行為の変更	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第23条第1項第5号に定め、遵守しています。	
⑥合併	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第23条第1項第6号に定め、遵守しています。	
⑦目的たる事業の成功の不能による解散	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第23条第1項第7号に定め、遵守しています。	
⑧その他この法人業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第23条第1項第8号に定め、遵守しています。	
(2)評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	2月1日	○	議事に関する資料については、評議員会開催前に各評議員の手に届くように郵送する等、左記の通り、努めています。	
(3)評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第24条に定め、実施しています。	
(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第7条に定め、実施しています。	

2-5 評議員

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)評議員の選任 ①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	2月1日	○	評議員会は、私立学校法第41条第2項に則り、理事定数（6～9人）の2倍を超える25人の評議員(定数24～30人)で組織しています。	

②評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 理事長 イ この法人の設置する大学の学長及び副学長，高等学校長，中学校長及び幼稚園長 ウ この法人の役員及び職員のうちから選ばれた者 エ この法人の設置する学校の卒業生で年齢25年以上の者のうちから選ばれた者 ただし、現にこの法人の職員でないことを要する。 オ この法人の建学の理念に理解のある学識経験者	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第25条第1項に定め、選任しています。	
③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	2月1日	○	左記の通り、選出しています。	
④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	2月1日	○	左記の通り、寄附行為第25条第3項に定めています。	
(2)評議員への研修機会の提供と充実 ①学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	2月1日	○	議事に関する資料については、評議員会開催前に各評議員の手に届くように郵送しており、事前に問い合わせなどがあれば、随時、担当理事もしくは事務より対応しています。 また、欠席した評議員には、後日、議事録を郵送しており、サポート体制を整えています。	
②学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	2月1日	×		評議員に対し、十分な研修を行うことができませんでした。次年度は、研修機会を提供できるよう準備を進めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

点検項目
(区分)

点検日
(内部用)

点検状況
(内部用)

実施（適合）
状況

実施していない理由

(1)学長の責務（役割・職務範囲） ①学長は、学則第1条に掲げる「本学は、広く一般学科に関する知識を授けると共に、深く専門の学術技芸を教授研究して知性を磨き女性としての豊かな情操と高き品性とを養成するをもって目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統括します。	2月1日	○	学長は、学則に定める本学の教育研究上の目的を達成するために、学則第37条第3項に定めるとおり、校務をつかさどり、所属教職員を統括する権限が委任されています。	
②学長は、理事会から委任された権限を行使します。	2月1日	○	学長は、上述の委任された権限を行使し、適切に大学運営を行っています。	
③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	2月1日	○	所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるように、学長室会議で議論された大学の方向性や計画、評議員会に諮問された予算、決算等の経営情報を、部館長会、大学協議会、全学教授会等で報告し、情報の周知に努めています。	
(2)学長補佐体制（副学長・学部長の役割） ①大学に副学長を置くことができるようにしており、学則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。その職務については大阪樟蔭女子大学職制に定めています。	2月1日	○	学則第37条第2項に副学長を置くことができると定めており、同上第4項では副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどると定めています。副学長の具体の担当職務を大阪樟蔭女子大学職制第3条の2第3項に定め、各副学長は自身が担当する職務を遂行しています。	
②学部長の役割については、学則において「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」としています。その職務については大阪樟蔭女子大学職制に定めています。	2月1日	○	学則第37条第2項に学部長を置くことができると定めており、同上第5項では学部長は、学部に関する校務をつかさどると定めています。また、学部長は大阪樟蔭女子大学職制第4条第3項に定めるとおり、学校教育法（昭和22年3月31日）第92条第5項に定める職務を行なうと共に、当該学部の所属教員を統括しています。	

3-2 教授会

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)教授会の役割（学長と教授会の関係） 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	2月1日	○	教授会は、学則第40条第3項、第4項において、教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする定められており、大阪樟蔭女子大学教授会運営細則に基づき適切に運営されています。	

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ①学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	2月1日	○	各学部、学科の教育目的に基づき、3つのポリシーを策定し、社会情勢、ニーズに合致した内容となっているのか定期的に見直しを行っています。また、カリキュラムマップにより、卒業までの学びの道筋を具体的に示しています。	
②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	2月1日	○	毎年度自己点検評価を実施し、報告書を学園ホームページで公表するとともに、本学で行う教育、研究の改善に活かしています。	
③ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	2月1日	○	大阪樟蔭女子大学人権委員会を設置し、人権啓発に係る講演会等様々な取り組みを実施するとともに、人権問題が発生した際は調査委員会を立ち上げ、厳正に対処しています。	

4-2 教職員等に対して

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	2月1日	○	自己点検評価作業の結果表出した課題に対して、担当副学長を責任者として、各委員会等において教職協働体制に基づき課題解決に努めています。	
(2)ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取り組みを推進します。 ①ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤理事及び職員理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	2月1日	○	第III期中長期計画（2020年度～2024年度）を策定しており、教職員理事は責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示しています。 また、監事は、監査計画、及び監査報告書を報告しています。	
②ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取り組みを推進します。	2月1日	○	教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを遂行するために、教育活動計画書および研究計画書の提出を義務付けています。また、本学の教育理念を実現するために、教育・研究内容及び教育方法の改善、個人の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な職能開発に取り組むことを目的として、大阪樟蔭女子大学FD・SD活動推進委員会を設置し、毎年度計画的に研修会の開催や意見交換の場となるサロンを開催しています。	

③スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	2月1日	○	各学校教員、職員毎に行動指針を定め、行動指針を実現するために必要とされる自己研鑽を推進しています。また、FD・SD活動推進委員会では、毎年度計画的に研修会、サロン等を開催し、事務職員に対しては、専門性、資質の高度化に向けて、階層別研修、自己啓発型研修、目的別研修等を計画的に実施しています。	
---	------	---	---	--

4-3 社会に対して

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)認証評価及び自己点検・評価 ① 認証評価 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	2月1日	○	法に定めるとおり、適切に認証評価機関の外部認証評価を受審し、評価結果を踏まえて教育、研究活動等の改善に活かしています。	
②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	2月1日	○	学部、研究科の点検評価と大学全体の自己点検評価を総合的に実施する年間計画を策定し、それに基づき適正に評価および評価に基づく改善に取り組んでいます。	
③学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	2月1日	○	学校教育法第109条第1項に基づいて、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を学園ホームページ等を通じて積極的に公開しています。	
(2)社会貢献・地域連携 ①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	2月1日	○	本学に入学した学生を社会に有益な人材として輩出し、社会の発展と安定に貢献するとともに、学術・研究上のリソースや、所有する施設設備や所属する教職員、学生を含めた人員等を活用して、地域の課題解決に資する取り組みを行っています。	
②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	2月1日	○	大学コンソーシウム大阪に加盟することにより、地域の自治体や商工会議所等との連携体制の窓口を確保しています。また、大学独自に、東大阪市、香芝市をはじめ、多数の自治体、教育委員会等と包括協定を締結し、地域と連携した活動を推進しています。	

③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	2月1日	○	毎年度、社会人を対象として入試を実施し、ユニバーサルアクセスの実現を推進し、地域社会に対しては、多彩な学科構成を活かした公開講座を、計画的に開催しています。	
④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	2月1日	○	地域の消防署等と連携をとりながら、計画的に防災訓練を実施しています。また、定期的な職場点検により、防災意識を高めています。	
⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	2月1日	○	SDG sをテーマとした学生活動を公募し、教職員のサポートの基、様々なプロジェクトを実施しています。	

4-4 危機管理及び法令遵守

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1)危機管理のための体制整備 ①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	2月1日	○	学校法人樟蔭学園危機管理対策要項を定め、各種整備に取り組んでいます。 また、新たに「学校法人樟蔭学園防火・防災管理規程」を制定した他、大規模災害を想定した「安否確認」の訓練を一部の職員に実施し、有事に向けた体制整備を強化しています。 なお、「安否確認」については、今後、対象者を拡げて実施していきます。	
②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	2月1日	○	想定される学生の危機的状況（生活上、学校教育上、法令上、個人情報等の問題）に対し、ガイダンスや配布資料、学園ホームページ(https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/campuslife/rules/)や学内システムを活用して注意を促す等、防止に努めています。また、教職員に対しても不祥事防止のために、定期的に倫理、人権をテーマとした研修会を実施しています。	
③事業継続計画の策定に取り組めます。	2月1日	○	第Ⅲ期中長期計画（2020年度～2024年度）を策定しています。	

(2)法令遵守のための体制整備 ①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。	2月1日	○	左記の通り、取り組みます。	
②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	2月1日	○	学校法人樟蔭学園公益通報に関する規定を整備し、窓口の常時開設や教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付けた場合は、通報者に不利益が被らないように保護を図っています。	

第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実

点検項目 (区分)	点検日 (内部用)	点検状況 (内部用)	実施（適合） 状況	実施していない理由
(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ①教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学科等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力	2月1日	○	学校教育法施行規則第172条の2等の法令及びガイドラインに基づいて各項目を公開、また「教育情報の公表」を設け集約しています。 https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/about/disclosure/	

②学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書 1)法人の概要 ・学校法人としての住所・連絡先 ・理事・監事・評議員の氏名 ・理事・監事の略歴（所属機関や職業等） ・関係する学校法人 2)事業の概要 ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況 3)財務の概要 ・収支及び財産（財産目録，貸借対照表，収支計算書）の状況（経年比較等を活用） ・経営改善に取り組んでいれば，その改善策	2月1日	○	私立学校法第63条の2等の法令に基づいて、各項目を公開しています。 https://www.osaka-shoin.ac.jp/disclosure/kifukoui/ https://www.osaka-shoin.ac.jp/disclosure/finance/	
(2)自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても，積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。 ①教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携	2月1日	○	単に情報を並べるだけでなく、ステークホルダー（在学生、保護者、受験生、卒業生、地域の方）へ適切な情報をダイレクトに届けるため、適切な情報項目に沿った形で、定期的な情報発信を心がけています。 https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/international/program/ https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/departments/exchange/ https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/social/	
②学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 経営改善計画 ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報	2月1日	○	学園ホームページに各項目を公開しています。 https://www.osaka-shoin.ac.jp/philosophy/future/ https://www.osaka-shoin.com/enterprise/	
(3)情報公開の工夫等 ①上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報については，Web公開に加え，各事務所に備え置き，請求があれば閲覧に供します。	2月1日	○	私立学校法第47条等の法令に基づいて、寄附行為に規定して遵守しています。実際に、法人本部事務局に備え置き、閲覧の請求があった場合に対応できるようにしています。	
②情報公開に当たっては，対象者，方法，項目等を明らかにした情報公開方針を策定し，公開します。	2月1日	○	「学校法人樟蔭学園情報の公開及び開示に関する規則」に基づいて、各項目を適宜情報公開しております。	

③公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	2月1日	○	公式サイトや大学ポートレートに適宜更新して情報公開しています。また、ステークホルダー（在学生、保護者、受験生、卒業生、地域の方）へ適切な情報を提供するため、大学案内、学生便覧、学園要覧、各設置校の入学案内等を活用して、閲覧者に応じた情報公開を行っています。	
④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	2月1日	○	該当する内容のページに情報を掲載するとともに、項目へのリンクを集約した「教育情報の公表」を設ける等して、閲覧性や利便性の向上に努めています。 https://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/about/disclosure/	